

国立大学法人等における収益認識基準の適用対象に関する論点

勘定科目	顧客	契約	国大固有の処理の定め	収益認識基準を	履行義務の考え方(案)	収益認識時点の考え方(案)	決算時未収入金の法的請求権	
運営費交付金収益	×国はサービスを受けない	×	基準に記載有り	適用しない	-	-	-	
授業料収益	○学生	○	基準に記載有り	適用しない	-	-	授業サービスは提供済みであり履行義務は充足。延納分納の納期限は未到来であるものの、法的請求権はあると考えられる。	
入学金収益	○学生	△	実務指針に定めあり	適用する	「入学料は学生としての地位を取得する対価であるとともに、入学に伴って必要な手続き、準備のための諸経費に要する手数料としての性格をもったものである。」との定義をもとに、学生としての地位を与えることが履行義務と考えられる。(入学を辞退した場合も返金義務はないと解されている。)	入学手続きを完了した者(必要書類を提出し入学金を納めた者)に入学を許可した時点で入学日からの学生としての地位を与えたと考え、入学許可日に収益を認識する。なお、入学金に授業を受ける権利等は含まれておらず、収益は一時に認識する。	入学は許可しており履行義務は充足。免除決定まで納期限を延長しているのみであり、法的請求権はあると考えられる。	
検定料収益	○受験生	○	実務指針に定めあり	適用する	検定試験の実施を履行義務とする。	検定試験の実施時に収益を認識する。	検定は実施しており履行義務は充足。収納代行を利用している場合、事業者等に対して法的請求権はあると考えられる。	
附属病院収益	入院診療収益	○患者・保険者	○	なし	診療を履行義務とする。	診療を実施したときに収益を認識する。	診療は実施しており履行義務は充足。患者及び保険者に対して法的請求権はあると考えられる。	
	外来診療収益	○患者・保険者	○	なし	診療を履行義務とする。	診療を実施したときに収益を認識する。		
	室料差額収益	○主に患者	○	なし	個室等の利用サービスの提供を履行義務とする。	個室等の利用サービスを提供したときに収益を認識する。	サービスは提供しており履行義務は充足。患者に対して法的請求権はあると考えられる。	
	保険等査定減	○保険者	○	実務指針に定めあり	適用する	現行では返戻減や査定減が判明した段階(診療実施月の翌以降)で収益及び債権の減額処理をしている。収益認識基準に照らし返品等と同様に収益をマイナスすることも考えられる。しかし、返戻減や査定減は毎月一定程度発生することが一般的であり、返戻や査定額を見積もって毎月の収益から減額した場合と著しい差は生じないと考えられることから、会計事務の煩雑さを防ぐためこれまで通り返戻や査定額が判明した段階で収益を取り消す処理を採用することが考えられるのではない。	-	
受託研究収益等(直接経費部分)	受託研究、共同研究、受託事業等を含む。治験収入は受託研究、学術指導収入は受託事業に含まれることが一般的	○委託者	○	実務指針に定めあり	適用する	研究業務を実施することを履行義務とする。	※履行義務の充足が一時点であるか、一定期間にわたるか、検討が必要である。	あり
受託研究収益等(間接経費部分)		×委託者はサービスを受けない	○	実務指針に定めあり	適用しない	受託研究の間接経費及び科研費等の間接経費は収益に計上。ただし複数年度にわたる契約である場合は負債で繰越。		あり
寄附金収益		×寄附者はサービスを受けない	×	基準に記載有り	適用しない	用途が特定されている場合は受領時点で負債に計上し、用途に充てるための費用が発生した時点で収益に振替		-
補助金等収益		×国等はサービスを受けない	○	基準に記載有り	適用しない	受領時点で負債に計上し、交付目的に従った業務の進行に応じて収益に振替		あり
施設費収益		×国はサービスを受けない	○	基準に記載有り	適用しない	施設費を財源とした支出で費用が発生した場合に収益計上		あり
財務収益	受取利息 有価証券利息	金融商品会計基準の範囲であり、収益認識基準は適用されない(収益認識基準第4項)						
雑益	講習料収入	○相手方	○	なし	適用する	サービスの提供	サービスの移転時に収益認識。	あり
	学位論文審査手数料	○相手方	○	なし	適用する			
	大型計算機利用料	○相手方	○	なし	適用する			
	入場料収入	○相手方	○	なし	適用する			
	版權及び特許権料収入	○相手方	○	なし	適用する			
	刊行物等売払代収入	○相手方	○	なし	適用する			
	財産貸付料収入(機器やホールの時間貸)	○相手方	○	なし	適用する	機器やホールの利用サービスの提供	利用サービスの移転時に収益認識。	
寄宿料収入(学生寮や教職員宿舎の賃貸)	オペレーティング・リース取引として通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理。→例えば毎月末に収益認識。							
固定資産売却益	固定資産の譲渡は通常の営業活動ではなく、収益認識基準の対象外となる。							